

社会福祉法人 孝徳会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～ 令和 7年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標 1：計画期間内において、女性職員の育児休業取得率 100%を維持し男性職員も休業取得を目指す。

<対策>

・育児休業前後及び育児休業中の職員に対しフォローアップ等を実施し、円滑に復帰できるように支援する。

・男性職員による育児休業取得促進の為、制度の周知や育児に関する意識向上に向けた支援を行う。

目標 2：年次有給休暇の利用促進を図る。

<対策>

・職場の円滑なコミュニケーションのもと、有給休暇の取りやすい雰囲気を作る。

目標 3：子育て労働者の事業内保育園の利用促進を図る。

<対策>

・事業所内保育園の運営。

・育児休業取得職員へパンフレット配布し、周知する。